

江戸川区物価高騰対策省エネ設備投資支援事業補助金よくある質問

2025/5/27更新

No.	質問	回答
1.制度概要		
1-1	この補助金事業の目的は何ですか。	昨今の、物価高騰の影響を受けている区内事業者に対し、省エネ設備等への更新費用の一部を補助することで、光熱費の削減や経営改善、脱炭素への転換を促進することです。
1-2	この補助金は誰が実施していますか。	江戸川区が実施しています。
1-3	この補助金の正式名称は何ですか。	江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金です。
2.対象者・対象事業所		
2-1	この補助金の対象となる「区内事業者」とは具体的にどのような事業者ですか。	江戸川区内で事業を展開する個人事業者または法人で、中小企業基本法に規定する中小企業者、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人、社会福祉法人、その他区長が認めたものが該当します。
2-2	個人事業主でも対象になりますか。	はい、江戸川区内で事業を展開する個人事業者も対象となります。
2-3	法人の場合、どのような法人が対象になりますか。	中小企業基本法に規定する中小企業者である法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人、社会福祉法人、その他区長が認めた法人が対象となります。
2-4	フリーランスは対象になりますか。	交付対象となる要件を満たして入れば、補助対象となります。
2-5	区外に本社がありますが、江戸川区内に支店があります。対象になりますか。	要件を満たす区内の事業所、店舗、工場、倉庫等で事業を営んでおり、その他の交付対象者の要件を全て満たせば対象となります。
2-6	設立して半年ですが対象になりますか。	いいえ、江戸川区で継続して1年以上同一の事業を営んでいること、及び区内の事業所等が交付申請時点で開設後1年以上経過していることが要件のため対象外です。
2-7	事業所は開設から1年以上経過していますが、法人としての設立は半年前です。対象になりますか。	いいえ、個人事業者の場合は区で1年以上同一事業を、法人の場合は設立後1年以上経過し区内で事業を営んでいることが要件です。
2-8	税金を滞納していますが申請できますか。	いいえ、住民税、個人事業税、法人都民税、法人事業税を滞納していないことが要件です。
2-9	過去に税金を滞納していましたが、現在は完納しています。申請できますか。	はい、交付申請時点で滞納していないことが要件です。
2-10	事業継続に関する報告や書類提出を求められた場合、対応できる体制が必要ですか。	はい、区が求めた報告、書類または証明書の提出を確実に履行できる体制を有していることが要件です。
2-11	法令遵守は必要ですか。	はい、法令遵守を徹底していることが要件です。
2-12	風俗営業を営んでいますが対象外ですか。	はい、風俗営業等の規制に関する法律に規定される特定の事業を行っている場合は対象外です。
2-13	事業内容に一部風俗関連のサービスが含まれますが、メインではありません。対象になりますか。	いいえ、風俗営業等の規制に関する法律に規定される特定の事業を行っている場合は対象外です。
2-14	過去に風俗営業を営んでいましたが、現在は別の事業を営んでいます。対象になりますか。	はい、交付申請時点で要件外の事業を営んでいないことが要件です。
2-15	暴力団関係者ですが申請できますか。	いいえ、江戸川区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員に該当する者等は交付対象者になりません。
2-16	暴力団関係者ではないことをどのように確認しますか。	個人事業者の場合、区長が必要に応じて警視庁に確認を行うことがあります。法人の場合は、代表者または役員に暴力団員がいないことが要件です。
2-17	同一年度内にこの補助金を複数回申請できますか。	いいえ、同一年度にこの補助金を交付されていないことが要件です。
2-18	複数の事業所がありますが、それぞれで申請できますか。	複数の事業所がある場合は要件を満たせば、それぞれの事業所単位で申請が可能です。申請書類や添付書類もそれぞれ必要となり、それぞれの事業所で申請は同一年度に一度限りとなります。
3.対象設備・サービス		
3-1	どのような設備が補助の対象になりますか。	省エネ設備(LED照明、高効率空調など)、エネルギー利用最適化支援サービス、太陽光発電システム(蓄電池含む)が対象となります。具体的な基準は別表をご確認ください。
3-2	「省エネ設備」とは何ですか。	エネルギー使用の合理化に係る性能が高い設備を指します。別表に具体的な設備種別が記載されています。

3-3	「エネルギー利用最適化支援サービス」とは何ですか。	建物等のエネルギー使用状況等を把握し、エネルギー使用の合理化や設備・機器の最適化を目的としたサービスです。エネルギーマネジメントシステム、空調制御システム、省エネ診断が該当します。
3-4	「太陽光発電システム」とは何ですか。	太陽光を電気に変換するシステムで、太陽電池、パワーコンディショナー、その他付随設備で構成されるものです。
3-5	LED照明はどんなものでも対象ですか。	いいえ、既存の蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式照明器具を更新するもので、国等による環境物品等の調達推進法に適合した製品、かつ容易に取り外し・移動できない固定式の設備が対象です。
3-6	LED照明の新設は対象ですか。	いいえ、既存の設備からの更新が対象です。
3-7	照明器具のみの交換で、工事を伴わない場合は対象ですか。	いいえ、工事施工費用を伴わない場合は対象外です。
3-8	高効率空調の対象基準は何ですか。	10年以上前に製造された既存設備を更新するもので、経済産業省の省エネルギー投資促進支援事業の補助対象設備として登録・公表されており、かつ容易に取り外し・移動できない固定式の設備が対象です。容量や能力値は既存設備を明らかに上回らない必要があります。
3-9	10年未満の既存設備を高効率空調に更新するのは対象外ですか。	はい、既存設備が10年以上前に製造されたものであることが要件です。
3-10	経済産業省の省エネ補助金の対象リストに載っていない設備は対象になりますか。	いいえ、高効率空調、冷凍冷蔵設備、産業モーター、業務用給湯器については、経済産業省の省エネルギー投資促進支援事業の補助対象設備として登録・公表されているものであることが要件です。
3-11	家庭用のエアコンを事業所で使用していますが、高効率空調に更新するのは対象ですか。	はい、要件を満たす場合は対象となります。
3-12	冷凍冷蔵設備の対象となる設備種別は何ですか。	冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫又は冷凍庫、製氷機に限ります。
3-13	冷凍冷蔵設備の対象基準は何ですか。	10年以上前に製造された既存設備を更新するもので、経済産業省の補助対象設備として登録・公表されており、固定式であることなどが基準です。容量や能力値は既存設備を明らかに上回らない必要があります。詳しくは別表をご確認ください。
3-14	産業モーターの対象基準は何ですか。	10年以上前に製造された既存設備を更新するもので、インバータ制御が一体となる場合またはインバータ制御盤を追加設置した場合に対象となり、経済産業省の補助対象設備として登録・公表されており、固定式であることなどが基準です。容量や能力値は既存設備を明らかに上回らない必要があります。詳しくは別表をご確認ください。
3-15	業務用給湯器の対象基準は何ですか。	10年以上前に製造された既存設備を更新するもので、経済産業省の補助対象設備として登録・公表されており、固定式であることなどが基準です。容量や能力値は既存設備を明らかに上回らない必要があります。詳しくは別表をご確認ください。
3-16	エネルギーマネジメントシステム単体での導入は対象ですか。	はい、エネルギー利用最適化支援サービスとして対象となります。
3-17	省エネ診断のみを受けるのは対象ですか。	はい、エネルギー利用最適化支援サービスとして対象となります。
3-18	太陽光発電システムは単体で設置できますか。	いいえ、太陽光発電システムは、省エネ設備(第5条第1号に掲げる設備)への更新と併せて新規に購入・設置する場合に対象となります。
3-19	太陽光発電システムの基準はありますか。	はい、一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証等を受けているもの、またはこれらと同等以上の性能・品質が確認されているものが対象です。
3-20	定置用蓄電池は単体でも対象ですか。	いいえ、定置用蓄電池は太陽光発電システムに含むものとして対象となります。太陽光発電システムを導入せずに蓄電池のみを設置する場合は対象外です。
3-21	中古の設備を導入するのは対象ですか。	いいえ、中古設備の導入は対象外です。
3-22	移動式の空調設備は対象ですか。	いいえ、対象設備は固定式とし、容易に取り外しまたは移動することができるものを除くとされています。
3-23	補助対象となる設備やサービスの具体的な製品名やリストはありますか。	別表に記載の基準を満たす必要があり、高効率空調等については経済産業省の補助対象設備として登録・公表されているものが基準となります。
4.補助対象経費・交付額		
4-1	補助対象となる経費は何ですか。	省エネ設備への更新、エネルギー利用最適化支援サービス導入、太陽光発電システム導入にかかる費用が対象となります。
4-2	リースで導入した場合も対象ですか。	はい、リース料やこれに相当する費用も補助対象経費に含まれます。ただし、有期または定期的な支払いは1年分が上限です。
4-3	自分で設置工事を行った場合の工事費用は対象ですか。	いいえ、交付対象者が自ら設置工事を行う場合の設置工事および施工に関する費用は補助対象経費となりません。
4-4	業者に依頼した設置工事費用は対象ですか。	はい、専門業者等に依頼した設置工事費用は補助対象経費に含まれ得ます。
4-5	自社製品を導入した場合、補助の対象になりますか。	補助対象となりますが、自社及び関連事業者(連結子会社を含むグループ会社)の利益となる経費は、対象外となります。
4-6	設備の購入費用以外に、運搬費や処分費は対象になりますか。	対象経費の中に、設置費/撤去・処分費/設備設置に係る資機材等も含まれます。
4-7	補助対象経費が合計で5万円の場合、補助金は出ますか。	いいえ、補助対象経費の合計額が75,000円に満たない場合は交付の対象となりません。

4-8	補助対象経費の最低額はいくらですか。	75,000円です。
4-9	消費税は補助対象経費に含まれますか。	消費税は対象外です。
4-10	補助金はいくらもらえますか。	補助対象経費の合計金額の3分の2が交付額となり、上限は200万円です。1,000円未満の端数は切り捨てられます。
4-11	補助対象経費が300万円の場合、補助金はいくらですか。	300万円の3分の2は200万円です。上限額が200万円ですので、補助金は200万円になります。
4-12	補助対象経費が400万円の場合、補助金はいくらですか。	400万円の3分の2は約266.6万円ですが、上限額が200万円ですので、補助金は200万円になります。
4-13	補助対象経費が10万円の場合、補助金はいくらですか。	10万円の3分の2は約6.6万円(66,666円)ですが、1,000円未満は切り捨てられるため、66,000円になります。
4-14	他の補助金も受けていますが、併用できますか。	他の団体から同種の補助金の交付を受ける場合、補助金合計額が補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額が本補助金から減額されます。実質的な補助率が上がるような併用はできません。
4-15	国の補助金と併用する場合、どのように計算されますか。	他の団体から同種の補助金の交付を受ける場合に該当します。補助金合計額が補助対象経費を上回らない範囲で併用可能です。
4-16	複数の事業所の設備を更新する場合、補助上限額はいくらになりますか。	事業所1か所につき200万円が上限となります。
5.申請手続き(申請前)		
5-1	いつ申請すれば良いですか。	省エネ設備等への更新等を実施する前に申請する必要があります。また、設備更新の契約や工事は交付決定通知書がお手元に届いてから行ってください。
5-2	設備設置工事がすでに終わってしまいましたが、申請できますか。	いいえ、設備更新等を実施する前に申請する必要があります。着工後の申請は認められません。
5-3	申請に必要な書類は何ですか。	申請者の区分(個人事業主または法人)により異なります。申請書に加えて、住民票または履歴事項全部証明書、納税証明書、確定申告書または決算書の写し、見積書、現況写真などが必要です。
5-4	個人事業主が申請する際に必要な書類は何ですか。	住民票、直近の個人事業税納税証明書、住民税納税証明書または非課税証明書、直近の青色申告書または白色申告書の写し、開業届または営業許可証の写し等、見積書、経費見込額証明書類、購入前の現況写真、その他区長が必要と認める書類です。
5-5	法人が申請する際に必要な書類は何ですか。	履歴事項全部証明書、直近の法人住民税・法人事業税納税証明書または非課税証明書その他当該法人が運営していたことが分かる資料、直近の確定申告書及び決算書(損益計算書及び貸借対照表を含む。)の写し、見積書、経費見込額証明書類、購入前の現況写真、その他区長が必要と認める書類です。
5-6	納税証明書はどの期間のものが必要ですか。	直近のものが原則です。個人事業主の住民税納税証明書または非課税証明書は令和6年度証明書が必要です。
5-7	確定申告書は直近何年分が必要ですか。	直近のものが原則です。
5-8	開業届がない個人事業主の場合、代わりに提出できる書類はありますか。	開業届がない場合は、営業許可証の写し等「当該個人事業者が運営していたことが分かる資料」が必要です。
5-9	法人設立間もないため、直近の確定申告書や決算書がありません。どうすれば良いですか。	確定申告書に代わり、売上台帳等、事業の継続性を証する書類をご提出ください。
5-10	見積書は複数必要ですか。	添付する見積書は1社分で構いません。
5-11	購入前の現況写真とは具体的に何を写せば良いですか。	補助対象設備を設置する場所や、更新前の既存設備の状況が分かる写真が必要です。
5-12	申請書の様式はどこで入手できますか。区役所にありますか。	区ホームページに掲載しています。区役所や各事務所は配布しておりませんので、ご自身で区ホームページをご覧ください、印刷してください。
5-13	申請期間はいつですか。	第1期は6/16(月)～6/23(月)。第2期は7/7(月)～10/31(金)(必着)です。先着順で、期間内であっても予算が無くなり次第、受付を終了します。
5-14	申請期間はどこで確認できますか。	区ホームページに掲載しています。
6.申請方法		
6-1	申請は郵送でも可能ですか。	はい、郵送の場合は、申請書類の到着が確認できる方法(簡易書留・レターパック)での発送を推奨します。
6-2	申請手続きを税理士やコンサルタントに代行してもらえますか。	はい、この要綱に基づく手続きは第三者に委任することができます。委任した場合は委任状を申請書類とあわせて提出してください。
6-3	電子申請は可能ですか。	はい、この要綱に定める申請や報告は、電子情報処理組織を使用する方法で行うことができます。
6-4	直接区役所へ提出することはできますか。	いいえ、直接区役所へ持参されても受付できません。必ず電子申請または郵送での申請をお願いします。

6-5	申請書類の内容を訂正したい。	記入内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正箇所近くの余白に正しい内容をご記入ください。修正液や、修正テープの使用は認められません。
6-6	高率空調に更新する場合、導入計画書に記載する消費電力は冷房と暖房のどちらを記載するのか。	暖房をの消費電力をご記載ください。（暖房の方が消費電力が大きいため）
6-7	導入計画書の稼働中設備について、設備が古くて消費電力を確認できる書類が無い。	「10年以上前に導入」と記載してください。
7.申請手続き（申請後・変更）		
7-1	申請したらどのくらいで結果が出ますか。	概ね、申請から1～2か月程度を予定しています。
7-2	申請書に不備があった場合はどうなりますか。	不備があった場合は、修正や追加提出をお願いする場合があります。また、不備の内容によっては受付できず、申請書類をお返しする場合があります。
7-3	申請書に不正があった場合はどうなりますか。	申請内容に不正があった場合には、交付の決定を無効にし、支払った補助金は返還していただきます。
7-4	交付決定はどのように通知されますか。	省エネ設備等補助金交付決定通知書により通知されます。
7-5	不交付になった場合は通知されますか。	はい、省エネ設備等補助金不交付決定通知書により通知されます。
7-6	交付決定に条件が付くことはありますか。	はい、区長が必要に応じて条件を付すことがあります。
7-7	交付決定前に、設備の購入予約をしてもいいですか。	購入予約については、契約・発注・購入等に該当しない工程であるため、問題ございません。ただし、キャンセル料が発生する等、申請者に不利益となる場合が想定されますので、キャンセル時の取扱い等については、設備予約先に予めご相談ください。
7-8	交付決定を受けた後、申請内容を変更したい場合はどうすれば良いですか。	交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、計画変更申請書を提出し、区長の承認を得る必要があります。
7-9	申請額より安く済んだ場合も変更申請が必要ですか。	交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、計画変更申請書を提出し、区長の承認を得る必要があります。
7-10	設備費や工事費が見積書よりも上がった場合、補助金交付決定額を増額してもらえますか。	増額はできません。送付した交付決定通知書にある交付限度額が上限となります。
7-11	申請した設備とは別のメーカーの同等品に変更したい場合は。	設備の内容変更に対応するため、計画変更申請が必要となります。
7-12	計画変更申請はどのように行いますか。	省エネ設備等補助金計画変更申請書を区長に提出してください。
7-13	計画変更申請が承認されたら通知されますか。	はい、承認された場合は計画変更承認通知書により通知されます。
7-14	計画変更申請が承認されなかったら通知されますか。	はい、承認されなかった場合はその理由を付した計画変更不承認通知書により通知されます。
8.実績報告・支払い		
8-1	設備設置が完了したら何をすれば良いですか。	速やかに、補助対象経費に係る根拠書類等を添えて、省エネ設備等補助金報告書を区長に提出してください。
8-2	実績報告に必要な書類は何ですか。	補助対象経費に係る根拠書類等が必要です。 具体的には、領収書、請求書、契約書の写し、工事完了写真等になります。
8-3	実績報告後、補助金はいつ支払われますか。	区が報告内容を審査し、設置内容が交付決定内容や要件に適合すると認められた後、支給決定通知書により通知され、指定された口座に振り込まれます。具体的な時期は申請状況や審査状況によります。
8-4	補助金の支給決定はどのように通知されますか。	省エネ設備等補助金支給決定通知書により通知されます。
8-5	補助金の振込先口座は指定できますか。	はい、指定した口座への支払いとなります。
8-6	振込口座名義は申請者と同一である必要がありますか。	はい、振込口座名義は申請者と同一である必要があります。法人であれば法人名義、個人事業主であれば本人名義もしくは屋号＋本人名義の口座である必要があります。
9.交付後の義務・制度		
9-1	補助金で購入した設備を売却したいのですが、いつから可能ですか。	補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から5年間は、区長の承認なく処分（売却、譲渡、廃棄、担保供与など）することはできません。
9-2	補助金で購入した設備が故障し、廃棄したいのですが手続きが必要ですか。	はい、上記の5年間の制限期間内であれば、廃棄も処分の対象となりますので、財産処分承認申請書を提出し承認を得る必要があります。
9-3	財産処分承認申請はどのように行いますか。	財産処分承認申請書を区長に提出してください。

9-4	財産処分申請が承認されたら通知されますか。	はい、承認された場合は財産処分承認通知書により通知されます。
9-5	財産処分申請が承認されなかったら通知されますか。	はい、承認されなかった場合はその理由を付した財産処分不承認通知書により通知されます。
9-6	補助金を受けた後、省エネ・節電活動に努める必要がありますか。	はい、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めてください。
9-7	補助金で購入した設備の管理義務はありますか。	はい、設備を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努める義務があります。 将来撤去する際はリサイクル等適切な廃棄に努めてください。
9-8	区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力する必要がありますか。	はい、協力する義務があります。